

Tilleke & Gibbins

bangkok | hanoi | ho chi minh city | jakarta | phnom penh | vientiane | yangon

タイ、ベトナム、インドネシア における翻訳の質の調査

Tilleke & Gibbins International Ltd.

弁理士 大竹徳成

1. 調査範囲及び調査方法

1.1 調査範囲（調査対象国）

- ▶ タイ
- ▶ ベトナム
- ▶ インドネシア

□ 各国特許出願における 日系企業が占める割合

- タイ:約4割
- ベトナム:約3割
- インドネシア:約3割

□ 特許後、誤訳を発見した場合

- タイ・ベトナム:訂正の機会ナシ
- インドネシア:特許査定謄本送達後3月以内、訂正可能
(インドネシア特許法第69条)



1. 調査範囲及び調査方法

1.2 調査方法

▶ 調査対象案件の抽出条件

- 日系企業がタイ、ベトナム、インドネシアの特許庁に出願し、特許を受けた案件
- タイ、ベトナム、インドネシアの各国において、特許審査ハイウェイ (PPH)を利用して特許を受けた案件
- 1国につき、機械分野10件、電気分野10件、化学分野10件の計30件抽出(総合計90件)
- 90件の抽出案件のうち、90件の登録クレーム1を抽出

▶ 調査方法

- 各国の現地語の登録クレームと、対応日本出願の日本語の登録クレームとを取得し、現地語の登録クレーム1を日本語に翻訳
- 現地語の登録クレーム1の日本語訳と、対応する日本語の登録クレーム1とを比較
- 翻訳ミスの抽出

2. 調査結果

2.1 翻訳ミスの類型抽出

翻訳ミスの類型は、以下の通りであった。

- (類型1)誤記
- (類型2)意訳
- (類型3)係り受けが異なる翻訳ミス
- (類型4)追加記載があることによる翻訳ミス
- (類型5)日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス
- (類型6)構成の順序(因果関係)が異なることによる翻訳ミス
- (類型7)用語の削除(抜け)
- (類型8)上位概念化

2. 調査結果

2.2.1 国別／調査対象別翻訳ミス件数

各国調査対象(30請求項)中に翻訳ミスを発見した請求項数

	タイ	ベトナム	インドネシア	合計
翻訳ミスを含む請求項数	14／30	13／30	14／30	41／90

各国各調査対象((化学, 機械, 電気)10請求項)中に翻訳ミスを発見した請求項数

	化学	機械	電気	合計
タイ	3／10	8／10	3／10	14／30
ベトナム	3／10	6／10	4／10	13／30
インドネシア	6／10	4／10	4／10	14／30
合計	12／30	18／30	11／30	41／90

2. 調査結果

2.2.2 翻訳ミス類型別の翻訳ミス件数（国別）

翻訳ミスの類型別(国別)に、各国の調査対象30請求項中に翻訳ミスを発見した請求項数

類型	タイ	ベトナム	インドネシア	類型別 翻訳ミス件数
1	10/30	5/30	4/30	19
2	2/30	5/30	5/30	12
3	3/30	0/30	2/30	5
4	0/30	0/30	1/30	1
5	1/30	0/30	1/30	2
6	2/30	1/30	0/30	3
7	0/30	3/30	1/30	4
8	2/30	2/30	2/30	6
国別合計	20	16	16	52

注)1請求項において複数の種類の翻訳ミスを含むものあり

2. 調査結果

2.2.3 翻訳ミス類型別の翻訳ミス件数（技術分野別）

翻訳ミスの類型別(技術分野別)に、各技術分野の調査対象30請求項中に翻訳ミスを発見した請求項数

類型	化学	機械	電気	類型別 翻訳ミス件数
1	7/30	9/30	3/30	19
2	0/30	7/30	5/30	12
3	2/30	3/30	0/30	5
4	0/30	1/30	0/30	1
5	1/30	1/30	0/30	2
6	1/30	0/30	2/30	3
7	1/30	2/30	1/30	4
8	2/30	4/30	0/30	6
国別合計	14	27	11	52

注)1請求項において複数の種類の翻訳ミスを含むものあり

2. 調査結果

2.3.1 類型1 (誤記)

[類型1]

単なる誤記の場合(数値・単位の間違い等)、現地語に翻訳した際に該当する用語が存在しないために案出した用語が誤記である場合等

例1) 日本出願: 付着量が $10\sim 90\text{g}/\text{m}^2$ のめっき層

現地出願: **単位面積当たりの質量**が $10\sim 90\text{g}/\text{m}^2$ のめっき層

例2) 日本出願: ...角度差が 15° 以下である結晶方位 $\langle 100 \rangle$

現地出願: ...角度差が 15° 以下である

結晶方向の比率 $\langle 100 \rangle$

2. 調査結果

2.3.2 類型2 (意訳)

[類型2]

日本出願の記載通りに翻訳されず、かつ、記載内容が省略あるいは要約されている場合

例3) 日本出願: 不透過部材及び透過部材の影並びに前記透過部材の影がある画像を解析して・・・検査する

現地出願: 不透過部材、透過部材及び前記透過部材のエッジの影に基づいて・・・検査する

❖ 検査する方法に関する記載が、日本出願通りに翻訳されず、また、「基づいて」を用いることにより要約されている

2. 調査結果

2.3.3 類型3（係り受けが異なる翻訳ミス）

[類型3]

日本出願で記載されていた係り受けが、適切に翻訳されていない場合

例4) 日本出願: 前記真空断熱材は、前記粘着テープにより
前記面部に固定された前記配管を収容する溝部を有し、

...

現地出願: 前記真空断熱材は、前記粘着テープにより
前記面部に固定された溝部を有するとともに、
前記配管を有し、...

❖ 係り受けが異なる。また、係り受けが異なる翻訳ミスの結果、発明の内容が異なるものに変更されている。

2. 調査結果

2.3.4 類型4（追加記載があることによる翻訳ミス）

[類型4]

現地出願において、日本出願で記載された構成以外の構成を追加した場合

例5) 日本出願: 高架橋ポリアクリレート系繊維本来の赤色系色を低くし、白色化させることを・・・

現地出願: 高架橋ポリアクリレート系繊維本来の赤色系色を低くし、白色化させること**によって熱を生成すること**を
・・・

- ❖ 現地出願において、日本出願に記載されていない「熱を生成する」旨の記載が追加されている。

2. 調査結果

2.3.5 類型5（日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス）

[類型5]

複数の動詞の意味を含む「～とし」、比較、原因等種々の意味で用いられる「より」、組み立てられるの意味で用いられる「成る」等、日本語特有の語彙に起因し、翻訳者が当該語彙を誤った意味に翻訳した場合

例5) 日本出願：・・・酸性溶液を、・・・有価金属抽出剤による
溶媒抽出に付し、・・・

現地出願：・・・酸性溶液を、・・・有価金属抽出剤にさらし、
・・・

- ❖ 「付する」は、“従う”、“つけ加える”、“与える”、“まかせる”等の意味を有する。そのため、上記日本出願の文章は、「・・・酸性溶液を、・・・有価金属抽出剤による溶媒抽出の状態におく」と解釈されるところ、現地出願では「・・・酸性溶液を、・・・有価金属抽出剤にさらす」と解されている。

2. 調査結果

2.3.6 類型6

(構成の順序 (因果関係) が異なることによる翻訳ミス)

[類型6]

1文の中で、あるいは、複数の文で、原因と結果が異なる、すなわち構成の順序関係(因果関係)が異なる場合

例7) 日本出願: 溶融樹脂を射出した後、加圧ポートから加圧流体を
圧入して、フローティングコアを排出口側に移動させる

...

現地出願: 溶融樹脂を射出し、溶融樹脂を射出すると同時に、
フローティングコアを排出口側に移動させた後、
加圧ポートから加圧流体を圧入し、...

❖ 日本出願は「溶融樹脂の射出→加圧流体の圧入→フローティングコアの移動」であるのに対して、現地出願は「溶融樹脂の射出・フローティングコアの移動→加圧流体の圧入」と、順序が異なっている。

2. 調査結果

2.3.7 類型7（用語の削除（抜け）による翻訳ミス）

[類型7]用語の削除あるいは抜けがある場合

例8) 日本出願: イソホロン、二塩基酸エステル(DBE)、
3-メトキシ-3-メチルブタノール、…、
から選ばれる1種又は2種以上…
現地出願: イソホロン、二塩基酸エステル(DBE)、
3-メトキシ-3-メチルブタノール、…、
から選ばれる1種又は2種以上

2. 調査結果

2.3.8 類型8（上位概念化）

[類型8]用語または文章を上位概念化した場合

例9)日本出願:・・・に水酸化ナトリウムを添加する・・・
現地出願:・・・にナトリウム化合物を添加する・・・

例10)日本出願:・・・駆動力を発生しないオンモードにおいて、
・・・車両電源スイッチが押された場合、
駆動力発生可能なオンモードに移行する・・・

現地出願: **該当記載ナシ**

- ❖ 日本出願の「駆動力を発生しないオンモードにおいて、・・・車両電源スイッチが押された場合、駆動力発生可能なオンモードに移行する・・・」に該当する記載が現地出願に存在しない

3. 現地出願の出願時における留意事項

3.1 類型1（誤記）

1. 特許技術用語

日本出願の明細書では、漢字を重ねた特許分野特有の特許技術用語（例えば、挿入して設けるの意味である「挿設」等）が用いられる場合がある。

特許技術用語を使用する場合、日本語明細書から英文明細書に翻訳する際、適切に翻訳が行われたか否かを確認することが必要である。

2. 技術用語

当該技術分野に慣れていない翻訳者が翻訳作業を行う場合もあることから、例えば、理解が難しいと思われる技術用語に関しては、予め英語を併記することで翻訳ミスが発生する可能性を低減する等の工夫が必要である。

3. 現地出願の出願時における留意事項

3.1 類型1（誤記）

3. 漢字の意味を利用した構成要素

日本語明細書において、漢字を利用することにより構成要素自身に意味を持たせることができる場合がある（例えば、「付着量」は付着する数量を意味する）。

しかしながら、構成要素について説明する記載がない場合、翻訳者は出願人が意図した意味に理解しない可能性がある。

そこで、漢字の意味を利用した構成要素であっても構成要素を説明すべきである。

例)「…、付着量が10～90g/m²のめっき層と、…」を、「…、表面に付着した～の付着量が10～90g/m²のめっき層と、…」と記載する。

3. 現地出願の出願時における留意事項

3.2 類型2（意訳）、類型3（係り受けが異なる翻訳ミス）、 類型6（構成の順序が異なることによる翻訳ミス）

1. 長文

構成要素を長文を用いて一文で記載すると、係り受けが不明確になる場合があるので、できる限り長文を用いた記載は行わないことを提案する。また、クレームは構成要素ごとに、簡潔かつ明確に記載する。

2. 主語

日本語の文章では、主語を省略することができる場合がある。

しかしながら、他国語の翻訳文を作成する際には、省略された主語を補わなければならない、翻訳ミスの原因になる。

従って、主語が記載されたクレームを作成することが重要である。

3. 現地出願の出願時における留意事項

3.2 類型2（意訳）、類型3（係り受けが異なる翻訳ミス）、
類型6（構成の順序が異なることによる翻訳ミス）

3. 誤訳が生じにくい構成要素の記載方法

構成要素を、初めに、その形態・構成を記述し、次いで、その機能・作用を説明する記載方法を用いると、長い記載であっても誤訳が少なくなる。

従って、構成要素の説明に関する記載を、「形態・構成」と「機能・作用」とに分け、前半で「形態・構成」を説明し、後半で「機能・作用」することにより、翻訳者が係り受けを間違えることを抑制することを提案する。

例) 外周面に周設されたネジ部を備え、可動支持板の裏面を水平に支持可能な**支持部材**

3. 現地出願の出願時における留意事項

3.2 類型2（意訳）、類型3（係り受けが異なる翻訳ミス）、
類型6（構成の順序が異なることによる翻訳ミス）

4. 字下げ、セミコロンの利用

構成要素が多い場合、あるいは、係り受けが複雑になる場合、“字下げ”、“セミコロン”を使うことによって、発明の内容を理解しやすくする工夫をすべきである。

3. 現地出願の出願時における留意事項

3.3 類型5（日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス）

1. 類型5(日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス)に対する対応策

誤訳が生じる可能性を少なくする観点から、外国出願を念頭に置く場合、複数の意味を有する日本語特有の語彙(複数の動詞の意味を含む「～とし」、比較、原因等種々の意味で用いられる「より」等)を可能な限り使用しないことを提案する。

3. 現地出願の出願時における留意事項

3.4 その他

1. 日本語から現地語への直接翻訳

タイ、ベトナム、インドネシアにおいて、出願する場合、和文明細書から英文明細書を作成し、作成した英文明細書によって現地語に翻訳を依頼することを提案する。

(理由1) 英文明細書を現地語明細書に翻訳することができ、多くの経験を有する特許技術者・翻訳者を探すことは可能であるが、日本語から現地語に直接翻訳でき、かつ経験を有する特許技術者・翻訳者を探すことは困難であると思われる。

(理由2) インドネシアのように、PCT出願において移行時に英文明細書を求められる国もあり、また、タイ・ベトナムに出願後、登録を受けるために、原則、対応特許の英文クレームの提出も求められる。

3. 現地出願の出願時における留意事項

3.4 その他

2. 出願審査請求時／対応特許提出時の再確認／再翻訳

翻訳ミスの可能性を可能な限り少なくするために、出願審査請求時／対応特許提出時に、現地語クレームの再確認／再翻訳を行うことを提案する。

3. 翻訳者の固定／指定

特許技術者・翻訳者が固定されていない場合、新出語彙等は変わる場合がある。翻訳の質の向上及びチェックの負担軽減の観点から、特許技術者・翻訳者を固定・指定するように手段を講じる。

Contact Information

- Name 大竹徳成
- Telephone +66 2056 5555
- E-mail tokunari.o@tilleke.com
- www.tilleke.com